

日々、本当におつかれさまです。

一部報道にも出ていますが、政府が備蓄米の通年受付を決定しました。これまで受付期間が限られていましたが、9月2日より、通年で受け付けてくれることになりました。

(農水省からのお知らせ)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/bichikumai-135.pdf>

全国の米どころを中心に「寄付でいただいたお米がたくさんある」というお話を聞く一方で、現在のお米価格の高騰や品薄状態から、お米の寄付が減った、買わないといけない、高くても買えない、ということも食堂さんがおられるかと思っています。

こども食堂で使うお米の量は大量。ご活用いただければと思います。

(昨年度は、こども食堂全体で12.8トンの交付(支給)が行われています)

以下、「はじめて申請する」という団体さん向けに、簡単に申請のポイントをガイドします。

詳しくは、農水省ホームページでご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html#syokuiku>

詳細で正確なことはすべてここに書いてあるんですが、わかりやすいか?と言うと……。ということで、私の責任でポイントをまとめました。

ただ、以下の「手引き」は、制度のポイントが説明されており、また申請書の記載例もついているので、こちらはざっとでも見ておくことをオススメします。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/bichikumai-132.pdf>

(以下はすべて食事を提供するこども食堂を想定した記述にしています。お米をそのまま配布するこども宅食(食材提供団体)は一部異なる点があります。また、同じこども食堂が、食事提供も食材提供も両方の活動をしているという場合には、活動ごとに申請できます)

申請のポイント

【どれくらい頼めるの？】

- ・1団体、1回あたり120kgまで申請できます。
- ・お米は30kg単位で届きます。
- ・「直近年産米を基本とし、精米のほか、玄米での提供も可能です」とあります。
- ・精米で1ヶ月程度、玄米だと2ヶ月程度かかるようです。

【どこに申請するの？】

今回から、各都道府県にある農水省の「地方拠点」でも受け付けてくれるようになりました。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/bichikumai-135.pdf>

(以前から受け付けていたブロックごとにある「農政局」でも引き続き受け付けています)

【どうやって申請するの？】

申請はメールを勧められています。郵送でも可能なようですが、時間が余計にかかってしまう可能性があるとのこと。

メールの件名は、次のようにしてください。

「食事提供団体における政府備蓄米交付申請書（「〇〇こども食堂」等の団体名）」

【何を申請するの？】

1) 申請書はどこにあるの？

- ・申請書は、以下からダウンロードできます。

以下の3(3)「食事提供団体(こども食堂)申請様式(統合版)(WORD 48KB)」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html#syokuiku>

- ・ちょっと見つけにくいかもしれないので、このメールにも添付しておきます。

2) 申請書に何を書くの？(めんどうじゃない?)

・団体の基本情報(住所、代表者氏名など)の他は、基本的にはチェック式ですから、それほど手間はかからないかと思います。

・先に紹介した「手引き」にも、記載例が載っていますから、それを印刷して隣に置いて作業すると、スムーズかも!

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/bichikumai-132.pdf>

3) 申請書だけでいいの？

- ・初めての場合には、添付資料が必要です。6点あります。

申請書にも載っていますが、簡単に説明します。

(2度目以降は1-4は省略できるので、一回がんばって作っておくと、あとが楽です)。

1、団体の体制がわかるもの（スタッフ名簿）

「食事提供を行うスタッフの役割・氏名が分かるもの」です。

2、食事の提供を行う部屋の写真

食事（弁当配布含む）提供場所が分かる写真です。複数で食事・配布している場合には、その全部の写真。

3、食事提供の開催についての開催案内

「直近の食事提供の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等」とあります。

4、食育の取組内容がわかるもの

・政府備蓄米は「食育の一環として」交付されるものなので、食事提供とともに食育の提供が条件になっています。そのため、「ごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出してください」となっています。

・「今まで食育チラシとか作ったことない！」という方には、【食育用のチラシやパンフレットの例】が紹介されています。以下のページをずーっと下にスクロールしていくと、下の方に出てきます（3、手引き・QA・申請様式等）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html#syokuiku>

・紹介されているのは、たとえば「四季折々の食育チラシ」とかですが、

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/index-67.pdf>

やや「ハードル高い…」と思った方は、たとえばこんな情報を素材として、開催チラシに盛り込むのもよいかと思います。

https://www.komenet.jp/nandemobook/documents/_04-10w.pdf

その他にもたくさんの情報が紹介されています。

5、誓約書（様式2号－別紙4－1－①）

申請書の下の方に誓約書がついていますから、それをそのまま送れば大丈夫です（署名不要）。

6、食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書

これも申請書の下の方に書式が付いていますから、チェックすればOKです。

【報告書は？】

使用後には報告が必要ですが、ここでは割愛します。

報告書については、「手引き」等に記載があります。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/bichikumai-132.pdf>

湯浅 誠

社会活動家

東京大学特任教授

認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長